（公示）

第三条　法第十九条に規定する公示は、その産業標準の名称及び番号並びに制定、確認、改正又は廃止の別及びその年月日を官報に掲載するものとする。

（公聴会）

第四条　法第二十一条第一項及び第三項の規定により、主務大臣が公聴会を開催しようとするときは、少なくともその十日前に、日時、場所及び公聴会において意見を聞こうとする案件を公示しなければならない。

第五条　法第二十一条第二項の規定により、日本産業標準調査会又は産業標準に実質的な利害関係を有する者が公聴会の開催を請求するときは、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書を主務大臣に提出しなければならない。

一～四　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年七月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十一月二十九日）から施行する。

（準備行為）

2　不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第六条第三項及び第四項に規定する産業標準の制定及び公示並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この命令の施行前においても、この命令による改正後の産業標準化法施行規則第一条から第二条の四まで及び第三条の規定の例により行うことができる。

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第四章の規定に基づき、及び同法を実施するため、産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令を次のように定める。

平成三十年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

（公示）

第三条　法第十八条に規定する公示は、その工業標準の名称及び番号並びに制定、確認、改正又は廃止の別及びその年月日を官報に掲載するものとする。

（公聴会）

第四条　法第十八条第一項及び第三項の規定により、主務大臣が公聴会を開催しようとするときは、少なくともその十日前に、日時、場所及び公聴会において意見を聞こうとする案件を公示しなければならない。

第五条　法第十八条第二項の規定により、日本工業標準調査会又は工業標準に実質的な利害関係を有する者が公聴会の開催を請求するときは、次に掲げる事項を記載した正副四通の公聴会開催請求書を主務大臣に提出しなければならない。

一～四　［略］

産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令

（用語）

第一条　この命令で使用する用語は、産業標準化法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（認定の申請）

第二条　法第二十二条第二項の規定による申請は、様式第一による申請書を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出して行うものとする。

2　法第二十二条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　産業標準作成業務を安定して行うために必要な経理的基礎を有していることを証する書類

三　作成しようとする産業標準の案の一覧表

四　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第二十二条第三項第一号イからハまでのいずれにも該当しないことを証する書類

五　産業標準作成責任者（第四条第四号に規定する産業標準作成責任者をいう。以下この号並びに次条第一号及び第二号において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ　産業標準作成責任者の氏名及び略歴を記載した書類

ロ　申請者が法人である場合であって、産業標準作成責任者が当該申請者の役員である場合においては、その旨を証する書類

ハ　申請者が法人である場合であって、ロに該当しない場合においては、雇用契約書の写しその他申請者の産業標準作成責任者に対する使用関係を証する書類及び産業標準作成責任者が法第二十二条第三項第一号イ及びロに該当しないことを証する書類

ニ　次条第一号に規定する実務の経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められることを証する書類

六　産業標準作成業務に従事する者（前号イに掲げる者を除く。）の氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類

七　産業標準作成業務に従事する者が受講した次条第三号に規定する講習の修了証の写し又はこれに類する書類並びに当該講習の内容及び時間を記した書類（当該講習を修了した者と同等以上の知識及び能力を有する者にあっては、その旨を証する書類）

八　産業標準作成業務に関する組織図

九　産業標準作成委員会（第四条第二号に規定する産業標準作成委員会をいう。）の構成員の氏名、所属する機関又は法人の名称、所属する部署及び役職名を記載した書類

十　第四条第三号及び第五号から第九号までの認定の基準に適合することを確保するための規程

十一　その他主務大臣が必要と認める書類

（認定の基準）

第三条　法第二十二条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　産業標準作成責任者が、産業標準の案を作成する業務又はこれに類似する業務に関し五年以上の実務の経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること。

二　産業標準作成責任者が、法第二十二条第三項第一号イ又はロに該当しないこと。

三　産業標準作成業務に従事する者が、産業標準の案を作成する業務又はこれに類似する業務に関し一年以上の実務の経験を有し、かつ、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための当該業務に関する法令、当該業務の実施の方法及び日本産業規格Z八三〇一に係る講習を修了していること。

第四条　法第二十二条第三項第三号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　産業標準作成業務を安定して行うために必要な経理的基礎を有していること。

二　産業標準の案の作成及び審議を行う委員会（以下「産業標準作成委員会」という。）を設置していること。